

# 防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画

令和3年3月25日

岐阜県

## 1 防災工事等の推進に関する基本方針

### (1) 岐阜県における農業用ため池の概要

#### ア 現状と基本的な考え方

当県は、海拔0mの平坦地域から3,000mを超える山岳地帯まで起伏に富んだ地形を持ち、地域の特性に応じた農業が営まれている。県南部の平坦地域は、木曾三川からの豊富な水資源の恩恵を受け、県下有数の穀倉地帯となっている。その一方、中山間地域では水源の確保が困難であったことから、多くの農業用ため池が作られ、農業用水として利用されてきた。県内の農業用ため池は2,258か所あり、その約7割が東濃地域（県南東部）に存在している。

農業用ため池は、農業用水の確保だけでなく、生物の多様性や自然環境の保全、水辺空間の形成、雨水の調節機能等の多面的な機能を有しており、地域にとって重要な施設となっている。

しかし、近年の想定を超える豪雨や地震等により、全国各地で農業用ため池が決壊し甚大な被害が発生していることから、農業用ため池の防災減災に対する重要性が高まっている。

当県には、決壊等により下流区域に被害をもたらす危険性の高い防災重点農業用ため池（防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（以下、「法」という。）第4条第1項により指定された農業用ため池をいう。）が1,399か所存在しており、これらのため池の老朽化対策、豪雨・耐震対策を進める必要がある。しかし、全ての防災重点農業用ため池の防災工事等を実施するには相当な期間が必要となるため、点検・管理体制を強化するとともに、決壊した場合の浸水想定区域に存する住宅等の状況や影響度を踏まえ、優先度の高いため池から計画的に対策を講じる必要がある。

そのため、学識経験者や主要な市町村、ため池管理者から成る「岐阜県ため池防災減災検討会」の意見を踏まえつつ「下流被害の大きさ」、「堤体の状態」、「堤体の規模」、「各種評価結果」の4つの要素から総合的に優先度を判断し、計画的かつ効率的に防災工事等を実施するため、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画」を定める。

#### イ 農業用ため池の所有者及び管理者の状況

別表1のとおり

### (2) 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の実施状況等

別表1のとおり

## 2 劣化状況評価の実施に関する事項

### (1)劣化状況評価の推進計画

法の有効期間内（10年間）に劣化状況評価を行った上で必要な防災工事に着手する必要があるため、前半5年間(以下「前期」という。)及び後半5年間(以下「後期」という。)に区分し、劣化状況評価を実施する。

なお、決壊時の下流被害の大きさ、堤体の状態、堤体の規模等を踏まえた優先度により、計画的に評価を実施する。

ア 前期に劣化状況評価を行う防災重点農業用ため池：650か所

イ 後期に劣化状況評価を行う防災重点農業用ため池：604か所

※施設診断済み及び直近10年以内（H22年以降）の改修ため池を除く。

※各ため池の下流影響指標（優先度）の高い順から実施とする。

### (2)経過観察

劣化状況評価の結果、防災工事は不要であるものの、変状等が認められた防災重点農業用ため池については経過観察を行う。

※経過観察を行う防災重点農業用ため池及び経過観察を行う者：別表2のとおり

（劣化状況評価の結果に基づき経過観察を行う防災重点農業用ため池を選定。

経過観察を行う者はため池管理者、市町村。）

### (3)定期点検

地震や豪雨等により劣化が進行する等の不測の事態に備え、防災工事が完了した池も含め、防災重点農業用ため池の点検を定期的に行い、決壊等の危険性を早期に把握する。

ア 定期点検の頻度：1回/1年

イ 定期点検を行う者：ため池管理者、市町村

## 3 地震・豪雨耐性評価の実施に関する事項

### 地震・豪雨耐性評価の推進計画

法の有効期間内に地震・豪雨耐性評価を行った上で必要な防災工事に着手する必要があるため、前期及び後期に区分し、地震・豪雨耐性評価を実施する。

なお、決壊時の下流被害の大きさ、堤体の状態、堤体の規模等を踏まえた優先度により、計画的に評価を実施する。

ア 前期に地震・豪雨耐性評価を行う防災重点農業用ため池：350か所

イ 後期は優先度を考慮し評価を行う防災重点農業用ため池：350か所

※個々の防災重点農業用ため池の情報：別表2のとおり

※評価済み及び対策済みのため池を除く。

※複数の下流影響指標での配点等により、およそ15点以上のため池を選定。

## 4 防災工事の実施に関する事項

### (1)防災工事(廃止工事を除く。)の推進計画

法の有効期間内を前期及び後期に区分し、防災工事を実施する。

なお、決壊時の下流被害の大きさ、堤体の状態、堤体の規模、劣化状況評価結果、地震・豪雨耐性評価結果等を踏まえた優先度により、防災工事を実施するため池を選定する。

ア 前期に防災工事を行う防災重点農業用ため池：65か所

イ 後期に防災工事を行う防災重点農業用ため池：65か所

※今後の評価結果により対象ため池数は変動するものの、下流浸水住宅数10戸以上等、被害が甚大と想定されるため池を優先度に応じて着手予定。

※個々の防災重点農業用ため池の情報：別表2のとおり

※防災工事の実施に当たっては、市町村と連携のもと、地域の工事協力体制及び、ため池の管理体制が確立されているため池から実施する。

## (2) 廃止工事の推進計画

法の有効期間内を前期及び後期に区分し、決壊した場合の影響度も踏まえ、計画的に廃止工事を実施する。

ア 前期に廃止工事を行う防災重点農業用ため池：63か所

現在、廃止工事予定のすべてのため池。

※個々の防災重点農業用ため池の情報：別表2のとおり

## 5 防災工事の実施に当たって配慮すべき事項

### (1) 文化財保護担当部局との調整

地質調査や防災工事等の実施に当たり、県又は市町村の文化財担当部局に文化財保護法に基づく手続の対象となるかを確認し、必要に応じて手続を実施する。

### (2) 環境担当部局との調整

絶滅危惧種等の生息が確認されている場合は、県の環境担当部局や、必要に応じて地域の環境保護団体、有識者等と協議を行い、環境への配慮を適切に行う。

## 6 防災工事等の実施に当たっての市町村との役割分担及び

### 連携に関する事項

#### (1) 防災工事等の実施主体

県内の防災重点農業用ため池全体を所掌する県と、地域防災に責任を有する市町村が相互に連携し推進していくものとする。

ア 劣化状況評価

(ア) 防災重点農業用ため池については全て県

※評価手法の適正実施と、県下全体の速やかな優先度設定のため。

イ 地震・豪雨耐性評価

(ア) 防災重点農業用ため池については全て県

※下流影響の大きさや洪水調節機能を考慮した改修等の検討が必要であり、公共性が高い評価であるため。

ウ 防災工事(廃止工事を除く。)

(ア)防災重点農業用ため池については全て県

※堤体の施工管理等、高度な技術力を要するため。

## 工 廃止工事

(ア)受益面積2.0ha以上の防災重点農業用ため池については県

(イ)受益面積2.0ha未満の防災重点農業用ため池については市町村

※従来事業の採択要件区分により分担。ただし、下流影響の大きさや技術支援の必要性等に応じて、協議により事業主体を変更することができるものとする。

## (2) 情報共有及び連携の方法

### ア 岐阜県ため池連絡調整会議

県、市町村、土地改良事業団体連合会等の関係者間で防災工事等に係る情報共有を図り、連携して防災工事等を推進するため、岐阜県ため池連絡調整会議を設置する。

### イ 岐阜県ため池防災減災検討会

ため池の防災工事等を着実に進めるための技術的課題等について、学識経験者や市町村、ため池管理者で構成される岐阜県ため池防災減災検討会にて、引き続き検討するとともに推進計画の目標達成について評価する。

## 7 その他防災工事等の推進に関し必要な事項

### (1) 応急的な防災工事の実施

劣化状況評価又は地震・豪雨耐性評価の結果、防災工事が必要であると判断された防災重点農業用ため池のうち、国が定める設計指針等による改修が早期には困難なため池（用地、優先度等）については、暫定的に減災機能を向上させる観点から簡易な施設整備を実施する。

### (2) ため池管理者の防災減災意識向上

岐阜県土地改良事業団体連合会内に設置された「ため池保全管理サポートセンター」による現地パトロールや研修会を通じて、ため池管理者の防災及び管理意識を高め、適切な保全監視体制を作ることで、施設の老朽化や異常の早期発見とその対策につなげていく。

### (3) ICT等の先端技術の導入等による管理・監視体制の強化

土砂災害特別警戒区域等にあるため池や、豪雨等によりアクセスが困難となるため池については遠方監視装置を導入するなど、管理・監視体制の強化を図る。

### (4) 長寿命化計画に基づくため池等の機能維持

長寿命化計画を策定しているため池等について、ライフサイクルコストを勘案した計画的な補修・改修を実施し、施設機能の維持を図る。

## 8 推進計画の変更

劣化状況評価又は地震・豪雨耐性評価の結果に基づき、防災工事等の優先度について随時見直しを行い、推進計画を変更する。

## 防災工事等の推進に関する基本的な方針

岐阜県

令和3年3月末

## 1 農業用ため池の概要

## (1)所有者別の箇所数及び割合

区分	地方公共団体	土地改良区	水利組合等の組合	集落又は個人	その他	不明	合計	備考
(割合)	( 40.1%)	( 0.2%)	( 0.8%)	( 50.5%)	( 0.6%)	( 7.8%)	( 100%)	
箇所数	905	5	19	1,141	13	175	2,258	

## (2)管理者別の箇所数及び割合

区分	地方公共団体	土地改良区	水利組合等の組合	集落又は個人	その他	不明	合計	備考
(割合)	( 18.6%)	( 1.2%)	( 17.9%)	( 61.9%)	( 0.4%)	( 0.0%)	( 100%)	
箇所数	420	28	404	1,397	9		2,258	

※地方公共団体:法定外公共物であって市町村への所有権移転登記が未了のものを含む。

## 2 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の実施状況等

区分	内容	箇所数	備考
ア	劣化状況評価及び地震・豪雨耐性評価を実施し、防災工事は不要であると判断されたもの	19	
イ	劣化状況評価等を実施し、両方又はいずれか一方の評価結果から防災工事が必要であると判断されたもの	63	
	① 防災工事(廃止工事を除く)が完了したもの	40	
	② 防災工事(廃止工事を除く)が未了のもの(継続中のものを含む)	23	
	③ 廃止工事が完了したもの(指定解除手続きが未了のものに限る)	0	
	④ 廃止工事が未了のもの(継続中のものを含む)	0	
ウ	劣化状況評価を実施し、地震・豪雨耐性評価が未了	0	
	① 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当せず、劣化状況評価の結果、防災工事は不要であると判断されたもの	0	
	② 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当せず、劣化状況評価の結果、防災工事が必要であると判断されたもの	0	
	③ 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当し、劣化状況評価の結果、防災工事は不要であると判断されたもの	0	
	④ 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当し、劣化状況評価の結果、防災工事が必要であると判断されたもの	0	
エ	地震・豪雨耐性評価を実施し、劣化状況評価が未了	133	
	① 地震・豪雨耐性評価の結果、防災工事は不要であると判断されたもの	41	
	② 地震・豪雨耐性評価の結果、防災工事が必要であると判断されたもの	92	
オ	劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価がいずれも未了	1,121	
	① 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当しないもの	711	
	② 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当するもの	410	
カ	現に農業用水の貯水池として利用なし	63	
	① 今後廃止工事を行うもの	63	
	② 廃止工事が完了したもの(指定解除手続きが未了のものに限る)	0	
合計		1,399	